

◆「新待機児童ゼロ作戦」で通知・連絡発出される

文部科学省

預かり保育の充実などの推進で 都道府県等へ連絡

2月27日、28日、厚生労働省、文部科学省から各都道府県、私立学校主管課等へ別紙のとおり「新待機児童ゼロ作戦」についての通知・事務連絡が発出されました。

今般の「新待機児童ゼロ作戦」については、文部科学省では厚生労働省と緊密な連携を図りながら、①認定こども園の設置促進 ②幼稚園における預かり保育の充実 ③放課後子ども教室推進事業の推進——といった施策を積極的に推進することを通じて協力することとしています。

[今号は9枚]



事務連絡
平成20年2月28日

各都道府県放課後子どもプラン担当課
各都道府県認定こども園担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会幼稚園担当課

殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課

「新待機児童ゼロ作戦」について

本年2月27日に、厚生労働省より「新待機児童ゼロ作戦」が公表され、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で各都道府県知事等に対し、「新待機児童ゼロ作戦」についてが通知されました。

文部科学省としては、従来より少子化対策に取り組んでまいりましたが、今般の「新待機児童ゼロ作戦」については、厚生労働省と緊密な連携を図りながら、

- ① 認定こども園の設置促進、
- ② 幼稚園における預かり保育の充実、
- ③ 放課後子ども教室推進事業の推進

といった施策を積極的に推進することを通じて協力していくこととしています。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、引き続き上記施策の着実な実施及びその普及に御尽力くださるようお願いいたします。

併せて、都道府県私立学校主管課にあつては貴管下の私立幼稚園に、都道府県教育委員会にあつては域内の市町村教育委員会に対して、ご周知くださるようお願いいたします。

[本件担当]

○放課後子ども教室推進事業に関すること

生涯学習政策局生涯学習推進課 江崎、丹野
TEL:03-5253-4111 (内線3261)

○認定こども園及び幼稚園に関すること

初等中等教育局幼児教育課 今井、岩間
TEL:03-5253-4111 (内線3137)

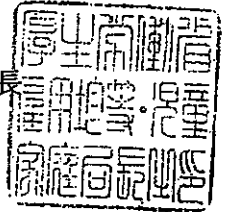


雇児発第0227001号

平成20年2月27日

各都道府県知事
各指定都市・中核市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「新待機児童ゼロ作戦」について（通知）

今般、本年1月18日の内閣総理大臣の施政方針演説において述べられた「新待機児童ゼロ作戦」の内容を別添のとおり取りまとめ、平成20年度から、文部科学省など関係省庁と連携して、同作戦に掲げられた施策を実施していくことになりました。「新待機児童ゼロ作戦」の趣旨は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内市町村及び関係者への周知徹底に遺憾なきよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

平成19年12月に「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（少子化社会対策会議決定）が取りまとめられ、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するため、

- (1) 働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
 - (2) 親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築
- の二つの取組を「車の両輪」として進めていくこととされた。

この一環として、同年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の

目標について、取組が進んだ場合に10年後（2017年）に達成される水準として、保育サービス（3歳未満児）の提供割合38%（現行20%）、放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合60%（現行19%）という数値目標が設定された。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、こうした流れを踏まえ、「希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」という目標を掲げ、今後3年間（平成20年度～22年度）を集中重点期間として、保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化し、推進することとしている。

「新待機児童ゼロ作戦」の基本方針は以下のとおりである。

- (1) 保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図る。
- (2) 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にも施策対象を拡大する。
- (3) 保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大する。なお、これは既に利用申込みが行われ「待機児童」として顕在化している需要を充足するという視点のみならず、サービス利用が期待できないために利用申込みを行う以前に就労をあきらめている場合などの「潜在的需要」も含めた対応を意味するものであり、現在待機児童数がゼロの市町村も含め、こうした潜在的需要の動向を勘案した上で、計画的に整備を進めることが必要である。
- (4) 子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障する。

各地方公共団体におかれては、この基本方針に基づき、別添の「4 具体的施策」に掲げられた子育てを支える社会基盤の整備や質の向上等について、集中重点期間の初年度である平成20年度から速やかに取り組んでいただく必要がある。今後3年間に集中的に講じる具体的施策については、本年夏頃を目途に定めることとしており、各地方公共団体におかれては、平成20年度を含めた今後3年間の取組が計画的に行われるよう、早期の対応をお願いしたい。

なお、女性の就業率の高まりに応じたサービス必要量に関しては、集中重点期間に各市町村において緊急的に整備すべきサービス必要量を特に把握することが必要であり、その具体的な対応については、追って通知する。

「新待機児童ゼロ作戦」について

～ 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して ～

平成 20 年 2 月 27 日

厚生労働省

1 趣旨

少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり、社会全体で取り組み、着実な効果をあげる必要がある。このため、政府は、平成 19 年 12 月、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）をとりまとめ、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するため、

- ・働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
 - ・親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築
- の二つの取組を「車の両輪」として進めていくこととした。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。

2 目標

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後 3 年間に集中重点期間とし、取組を進める。

< 10 年後の目標 >

- ・保育サービス（3 歳未満児）の提供割合 38%（現行 20%）
〔利用児童数（0～5 歳児）1.00 万人増〕
- ・放課後児童クラブ（小学 1 年～3 年）の提供割合 60%（現行 19%）
〔登録児童数 145 万人増〕

（注 1）平成 19 年 12 月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に 10 年後（2017 年）に達成される水準として、第 1 子出産前後の女性の継続就業率や育児休業取得率等のほか、上記のサービス提供割合（数値目標）が設定されている。

（注 2）保育サービス利用児童の増加数 100 万人及び放課後児童クラブ登録児童の増加数 145 万人については、現在の児童数、出生数をベースに、サービスの提供割合から算出した推計値である。また、保育サービスの受け皿としては、保育所、家庭的保育のほか、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設など多様な提供方法が含まれる。

3 基本方針

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるようにするため、質と量の両面から保育施策を充実するとともに、そのために必要な社会的基盤（「新たな次世代育成支援の枠組み」）の構築に取り組む。

- (1) 保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図る。
- (2) 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にも施策対象を拡大する。
- (3) 保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大する。
- (4) 子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障する。

4 具体的施策

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて、本年夏頃を目途に検討を行う。

また、2で示した10年後の目標を実現するためには、一定規模の財政投入が必要不可欠であることから、税制改革の動向を踏まえつつ、国・地方・事業主・個人の負担・拠出の組合せにより支える「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築に向け、その具体的な制度設計の検討を速やかに進める。

- (1) 保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化
「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）等に基づき、特に3歳未満児を中心として、保育所の受入れ児童数を拡大する。
また、保護者や地域の事情に応じた多様な保育サービスを充実するため、家庭的保育事業を制度化するとともに、その普及・促進を図る。〔児童福祉法の改正〕
- (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
「放課後子どもプラン」等に基づき、学校の余裕教室等を活用して、留守家庭児童に対して安心感のある安定した生活の場を確保し、多様なニーズ等に対応するため、放課後子ども教室推進事業と連携しつつ、必要な全小学校区での設置を図る。

(3) 保育サービス等の計画的整備

(1) 及び(2)の施策を展開するに当たり、地方公共団体において、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案して、必要なサービス目標量を設定し、計画的に整備を進める。〔次世代育成支援対策推進法の改正〕

(4) 地域や職場の実情に応じた取組の推進

地域や職場の実情に応じた柔軟な施策を展開する観点から、以下の取組を推進する。

① 認定こども園の設置促進等

地域の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応するため、認定こども園の設置促進や幼稚園における預かり保育の充実を図る。

② 病児・病後児保育事業の充実

親の就労と子どもの育成の両立を支えるため、病児・病後児保育事業の充実を図る。

③ 事業所内保育施設に対する支援の充実

子どもを持つ労働者の就労と育児の両立を支援するため、事業所内保育施設に対する支援の充実を図る。

(5) 質の向上等に資する取組の推進

子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、質の向上等に資する以下の取組を推進する。

① 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上

保育所における保育の質を向上させるため、保育所保育指針を告示化するとともに、その内容の改善・充実を図る。また、国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する。

② 保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保

保育に携わる保育士の専門性を高めるとともに、質の高い人材を安定的に確保するための研修等の充実を図る。

③ 質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進

放課後児童クラブガイドラインを踏まえた質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進を図る。

④ 多子世帯への配慮

2人以上の子どもがいる世帯について、同じ保育所に入所できるようにするなど、預ける保護者の立場に立ったきめ細かい配慮を行う。

(参考)「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で設定された数値目標
 (平成19年12月18日 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
I 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25~34歳 男性 90.3%	93~94%	93~94%
		25~44歳 女性 64.9%	67~70%	69~72%
		60~64歳 男女計 52.6%	56~57%	60~61%
		65~69歳 男女計 34.6%	37%	38~39%
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6% (1996年~2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増) (2011年度)	-
	③ フリーターの数	187万人 (平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少 (162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少 (144.7万人以下)
	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
	⑧ テレワーカー比率	10.4%	20% (2010年まで)	-
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考) 8.6%以下	10%	25%
	⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%	
	放課後児童クラブ(小学1年~3年) 19.0%	40%	60%	
⑬ 男女の育児休業取得率	女性:72.3% 男性:0.50%	女性:80% 男性:5%	女性:80% 男性:10%	
⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	

指標（現状値）の算定方法等

- ③ フリーターの数
 【総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成18年平均）】15歳から34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計
- ④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合
 【厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」】企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合
 注）労働時間等設定改善委員会での話し合い以外にも、例えば、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇談会の開催等が含まれる。
- ⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
 【総務省「労働力調査」（平成18年）】非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が60時間以上の者の割合
- ⑥ 年次有給休暇取得率
 【厚生労働省「就労条件総合調査」（平成19年）】企業規模30人以上の企業における、全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）
 注）10年後の目標値としての「完全取得」とは、労働者が自ら希望する留保分を考慮したものである。
- ⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合
 【厚生労働省「労働者健康状況調査」（平成14年）】10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合
 注）「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容としては、「相談（カウンセリング）の実施」、「定期健康診断における問診」、「職場環境の改善」のほか、「労働者に対する教育研修、情報提供」、「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。
- ⑧ テレワーカー比率
 【国土交通省「テレワーク実態調査」（平成17年度）】就業者人口（総務省「就業構造基本調査」（平成14年）の有業者総数）に占めるテレワーカー（注）の割合
 注）テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義
 ○以下のA、B、C、D、の4つの条件をすべて満たす人
 A. 心だん収入を伴う仕事を行っている
 B. 仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している
 C. IT を利用する仕事場所が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
 D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である
- ⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）
 「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、①フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、②正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。
 「短時間勤務を選択できる事業所の割合」としては、短時間正社員制度を就業規則に明文化している場合に加え、そのような働き方が選択できる状態になっている場合も含まれるように調査を実施する予定。
 (参考) 人事院「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」によれば、100人以上の企業における育児・介護以外の事由を認める短時間勤務制がある企業数割合は8.6%以下 → 自己啓発（1.9%）、地域活動（1.6%）、高齢者の退職準備（1.7%）、その他の事由（2.3%）。（以上複数回答）、事由を問わず認める（1.1%）
- ⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合
 【厚生労働省「職業能力開発基本調査」（平成18年度）】従業員規模30人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合
 注）職業能力開発基本調査における用語の定義
 正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。
 非正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう（嘱託、「パート・アルバイト」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。
 自己啓発：労働者が職業生活を継続するために、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ、健康増進等のためのものは含まない）。
- ⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率
 【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（平成17年）】2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合
- ⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合ー保育サービス（3歳未満児）ー
 【厚生労働省「福祉行政報告例」（平成19年4月）、総務省「人口推計年報」（平成18年）】保育所利用児童数／3歳未満人口
 保育等の子育てサービスを提供している割合ー放課後児童クラブ（小学1年～小学3年）ー
 【文部科学省「学校基本調査」（平成19年）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査（平成19年）】放課後児童クラブ登録児童数／小学校1～3年生の就学児童数
 注）保育等の子育てサービスを提供している割合は、他の目標の進捗状況によって目標の達成が左右される。
- ⑬ 男女の育児休業取得率
 【厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）】5人以上規模事業所における2004年4月1日から2005年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（2005年10月1日までに育児休業を開始した者）の割合
- ⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間
 【総務省「社会生活基本調査」（平成18年）】6歳未満の子どもをもつ男性の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間